

## 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の 見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された骨太の方針の中で、次期介護保険制度に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。これは、政府が進める平成30年度からの介護保険制度を大幅に見直し、介護保険サービスの「自己負担化」の一環であります。

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

よって、政府（国）におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から、改めて現在の介護給付を堅持するよう検討し、生活弱者の視点に立った制度運営を行うことを強く要望します。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2016年（平成28年）10月4日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長